

第10章 その他事業

(施設の利用等)

第63条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

(高額療養費・出産費貸付)

第64条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額療養費及び出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。